

平成30年8月20日

建設工事における履行確実性評価価格の取扱いについて
(総合評価落札方式に適用)

島原市総務部契約管財課

本市が発注する総合評価落札方式における履行確実性評価価格は、次のとおり取り扱うこととし、試行します。

1 対象工事

競争入札に付する工事のうち、総合評価落札方式を適用する工事

2 履行確実性評価設計価格

「履行確実性評価設計価格（税抜き。以下同じ。）」は、次表の工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

工事区分	履行確実性評価設計価格
土木工事	
鉄橋及び鋼製の歩道橋等の工場製作工事	
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む）	設計金額の90%
土木関連の電気通信設備工事、機械設備工事	
建築関連の搬送設備工事及び解体工事	設計金額の80%

3 履行確実性評価基本価格

「履行確実性評価設計価格」（上記2で算出した額）に事前ランダム係数を乗じて得た額を「履行確実性評価基本価格（税抜き。以下同じ。）」とする。

4 履行確実性評価価格

「履行確実性評価基本価格」（上記3で算出した額）に公開ランダム係数を乗じて得た額を「履行確実性評価価格（税抜き。以下同じ。）」とする。

5 履行確実性確保価格

「履行確実性評価設計価格」（上記2で算出した額）を「履行確実性確保価格」とし、事前ランダム係数及び公開ランダム係数は適用しない。

6 端数の取扱い

履行確実性評価価格（履行確実性評価設計価格、履行確実性評価基本価格、履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格をいう。）のうち、履行確実性評価基本価格以外のものは、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

7 試行期間

平成30年8月20日以後に入札公告又は入札執行通知を行う工事から当分の間